

# 国立大学法人お茶の水女子大学における内部統制の基本方針

令和4年9月30日  
役員会決定

## 1. 定義

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における内部統制とは、学長のリーダーシップの下、権限と責任を明確化し、役職員が法令等を遵守し、業務の有効性及び効率性の向上のため、学長が本学の組織内に整備・運用する仕組みとする。

## 2. 内部統制システムの整備・運用

- (1) 本学は、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するため、及びその他業務の適正を確保するため内部統制システムを整備する。
- (2) 本学における内部統制システム最高管理責任者は、学長とする。
- (3) 本学における内部統制システム推進責任者（以下「責任者」という。）は、学長が指名する理事をもって充てる。
- (4) 責任者は、内部統制システムに関し、継続的に見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な業務システムの更新に努める。
- (5) 責任者は、定期的に役員に対し、内部統制システムに関する報告を行う。
- (6) 責任者は、内部統制システムの推進に関し、必要に応じて役職員の意見を聴く機会を設ける。
- (7) 各部局に内部統制部局推進管理者（以下「部局推進管理者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。この方針において「部局」とは、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第2章各条及び第5章第22条に定める組織をいう。
- (8) 部局推進管理者は、内部統制システムの推進に関し、必要に応じて教職員の意見を聴く機会を設ける。
- (9) 教職員は、内部統制活動に積極的に関与するとともに、所掌する業務において内部統制システム上の重大な問題が発生したときには、直ちに部局推進管理者に報告しなければならない。
- (10) 教職員は、前号の規定にかかわらず、必要に応じて、責任者へ直接報告することができる。

## 3. 内部統制システムの推進

- (1) コンプライアンスの推進

- 1) コンプライアンスとは、この方針において、法令及び学内規則（以下「法令等」という。）を遵守するだけでなく、法令等違反を予防し、法令等違反を早期に発見し迅速かつ適切に処理するための一切の活動をいう。
  - 2) 本学は、コンプライアンスを推進し、適正かつ公正な業務遂行を維持することにより、国立大学法人としての社会的責任を果たし、社会からの信頼を確保する。
  - 3) 本学は、コンプライアンス推進の過程で生じた事象に関して、必要な措置を講ずる。
- (2) 危機管理と対応
- 1) 本学は、教育・研究、その他の大学運営に影響を及ぼす又はその可能性のある様々な事象に迅速かつ的確に対処するため、その対応について実施する。
  - 2) 責任者は、これらの状況については、役員会に報告し、その回避、提言並びに受容等の改善策を検討する。
- (3) 情報の適切な管理
- 本学は、学長が指名した理事又は副学長の下、情報セキュリティに関する規則の整備、その他以下の情報漏洩の防止に関する取組を推進する。
- 1) 個人情報情報の適切な管理にあたり必要とされる取組の実施、及び実施状況の定期的な点検
  - 2) 文書の適切な保存管理及び情報管理のための必要な措置
- (4) 入札・契約に関する相互牽制の確立
- 本学は、契約事務の適切な実施のための規則の整備及び契約事務における相互牽制の体制を確立する。
- (5) 研究に係るリスク管理
- 本学は、学長が指名した理事又は副学長の下、研究活動において、内部牽制機能による研究費適正管理、研究不正の防止及び知的財産を保護するため、規則の整備及び必要な措置を講ずる。
- (6) モニタリング
- 本学の内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、次に掲げるモニタリングを行う。
- 1) 日常的モニタリングは、各業務における役職員の自己点検、相互牽制、承認手続き等により行う。
  - 2) 独立的評価は、監事が行う監査及び内部監査により行う。
  - 3) 責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制シス

テムの不断の見直しを図る。

(7) 監事及び監事監査

1) 本学は、監事の権限や職務内容を明確にするとともに、監事監査が円滑かつ適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

2) 本学は、学長、理事、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう定期的な意見交換の場を設ける。

(8) 内部監査

本学は、内部監査を毎年実施し、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、学長に報告する。

(9) 内部通報

本学は、内部通報に関する体制を整備する。